

## 函館市住宅用太陽光発電システム設置費補助事業 ～住宅用太陽光発電システム申請の手引き～

### 1 応募資格者

この制度に応募できる方は、市内に居住し、または市内に居住する予定のある方で、

- ① 自ら居住し、かつ所有する市内のご自宅（居住部分の面積が1／2以上である店舗等との併用住宅を含む）に太陽光発電システムを設置しようとする者
- ② 自らの居住を目的として、市内の太陽光発電システム付きの建売住宅（新築のものに限る）を購入しようとする者

のいずれかに該当する方で、函館市の市税に未納の額がない方です。

※ さらに、当該年度の3月31日（土日にあたる場合は前開庁日）までに設置工事、または建物の引渡しのほか、工事費用の支払いを完了し、提出期日までに全ての必要書類を添えて完了報告書を提出できることが条件となります。

ただし、既に発電システムを設置されている方、設置工事を開始している方、または建売における建物の引渡しが進んでいる方および、これまでに函館市住宅用太陽光発電システム設置に関する補助金の交付を受けた方は応募できません。

※ なお、単身赴任などにより、ご自宅に居住できない場合において、当該本人と生計を同一にする家族（配偶者、父母、子および配偶者の父母）が当該住宅に居住するときは、上記の要件に該当したものとみなします。

この場合において、当該本人の住民票が赴任先など他の住所にあるときには、完了報告時に提出する住民票は、当該住宅に家族が住んでいることが確認できる住民票であり、かつ謄写省略のないもの（本籍・続柄の記載のあるもの）としてください。

### 2 補助対象となる住宅用太陽光発電システム

この制度に該当となるシステムは、次のとおりです。

- ① 低圧配電線と逆流有りで系統連系（自家使用を超える余剰電力を電力会社に売電することができるシステムをいいます）していること。
- ② 未使用品のもの（中古品は対象となりません）。
- ③ 太陽電池モジュールが、一般財団法人電気安全環境研究所（JET）や日本工業規格（JIS）など、中立かつ公正な第三者機関による認証を受け、製品の性能や安全性に対する高い信頼性が実証されたものであること。
- ④ 太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値が10kW未満であること。

※ この合計値を小数点第3位以下で切り捨てた数値を「太陽電池の最大出力」といいます。

- ⑤ 補助対象経費が1kW当たり50万円以下（税別）のシステムであること。

※〔補助対象経費÷太陽電池の最大出力〕で計算し、小数点以下は切り上げとします。

### 3 補助対象経費の範囲

#### ① 発電システムを構成する機器で次に掲げるものの購入費

太陽電池モジュール	架台
接続箱	パワーコンディショナー
直流型開閉器	交流型開閉器
余剰電力販売用電力量計	

#### ② 発電システム設置に係る配線または配線器具の購入および設置費

#### ③ 発電システムの設置工事に係る費用（注1）

（注1）「設置工事に係る費用」に関し、別表1で定める特殊工事の費用については、2-⑤に定める発電システム価格の算出のための「補助対象経費」から控除することができます。なおその場合は、完了報告書の提出時に、特殊工事の工事内容を証明するための写真や資料を提出していただきます。

### 4 補助金の額

補助金の額 = 太陽電池の最大出力の値（kW表示）× 1kWあたり3万円

※ 最大出力が3kWを超える発電システムにあつては3kWとして計算しますので、**補助金の上限額は9万円となります。**

※ 算出金額に千円未満の端数がある場合は切り捨てとします。

### 5 補助金交付事業の流れ

#### 【 補助金交付申請書の提出について 】

#### ① 「補助金交付申請書」に以下の必要書類を添えて、経済部工業振興課（本庁舎3F）に持参していただきます（手続代行者による提出でも結構です）。

補助金交付申請書（様式第1）については、別紙記載例を参考にご記入ください。

※ 遠隔地に居住している等の特別な理由がある場合は、郵送等での申請も可とします。

～必要書類～

1. 工事請負契約書または売買契約書（建売住宅購入の場合）の写し
2. 発電システムの補助対象経費内訳書（様式第2） ※上記契約書の内訳含む
3. 発電システムの公称最大出力値が確認できる書類（カタログの仕様表など太陽電池モジュールの公称最大出力値が分かるものの写し）
4. 併用住宅の場合は、併用住宅であることを証明する建物の建築確認済証および図面の写し

- ② 申請書の内容を審査し、補助金の交付を決定した場合、申請者に対しては、「補助金交付決定通知書」により、交付決定年月日および補助金交付決定額を通知いたします。

発電システムの設置工事は、補助金交付決定通知書の発行後に着手していただき、その後、事業完了日から30日以内に実績報告書の提出が必要になります。

#### 【 補助金交付申請書提出後の内容変更について 】

- ③ 補助金交付の決定を受けた後に、対象システムのメーカーや太陽電池モジュールの型番を変更する場合、または設置枚数の変更により最大出力が変更となる場合等は、事前に補助事業変更等申請書（様式第3）に関係書類を添えて提出し、その承認を受ける必要があります。

なお、設置しようとするシステムに変更がない場合で、設置費や機材の輸送費等により金額のみの変更が生じた場合には、補助事業実績報告書（様式第4）の提出時に、必要書類として、変更契約書や内訳書の写しを添付していただきます。

#### 【 補助事業実績報告書の提出について 】

- ④ 補助金交付決定通知を受けた申請者は、設置工事に着手し、補助事業の完了の日から（注2）起算して30日に当たる日までに、「補助事業実績報告書」（様式第4）に以下の必要書類を添えて提出していただきます（手続代行者による提出でも結構です）。

「補助事業実績報告書」（様式第4）については、別紙記載例を参考にご記入ください。

～必要書類～

1. 発電システムの設置費に係る領収書の写し
2. 発電システムの補助対象経費内訳書（様式第2）  
（ただし申込み時の補助対象経費と変更があった場合は、変更契約書の写しが必要です）
3. 発電システムの設置完了後の状態を示すカラー写真（住宅全体および実際に設置したパネルの全ての枚数が確認できるもの）（注3）
4. 新品の設置を証明できる書類として、出力対比表や保証書（氏名、月日、販売業者名等が記載されているもの）、出荷証明書など、いずれかの写し
5. 申請者の住民票（世帯全員のもの）の原本
6. 函館市の市税に係る納税証明書（発行1ヶ月以内のもの）の原本（注4）
7. 補助金振込口座依頼書（口座名義人は申請者本人であること）
8. 様式第2において、特殊工事の費用を補助対象経費から控除している場合は特殊工事の内容を証明するための写真や資料
9. 併用住宅の場合は、当該住宅に係る建物の登記事項証明書の写し

(注2) 本補助制度における「補助事業の完了の日(事業完了日)」については、  
 ア) 発電システムの設置費に係る領収書の領収年月日  
 または  
 イ) 電力受給申込日  
 のいずれか遅い日とします。

(注3) 設置環境により、設置したパネルの全ての枚数を確認できる写真が撮影できない場合は、補足としてシステム配置図を添付してください。

(注4) 納税証明書の申請にあたっては、**必ず本補助金専用の申請書**を使用のうえ、市役所本庁舎および亀田・湯川・銭亀沢・戸井・恵山・鍛法華・南茅部支所の税務証明窓口にて申請してください。

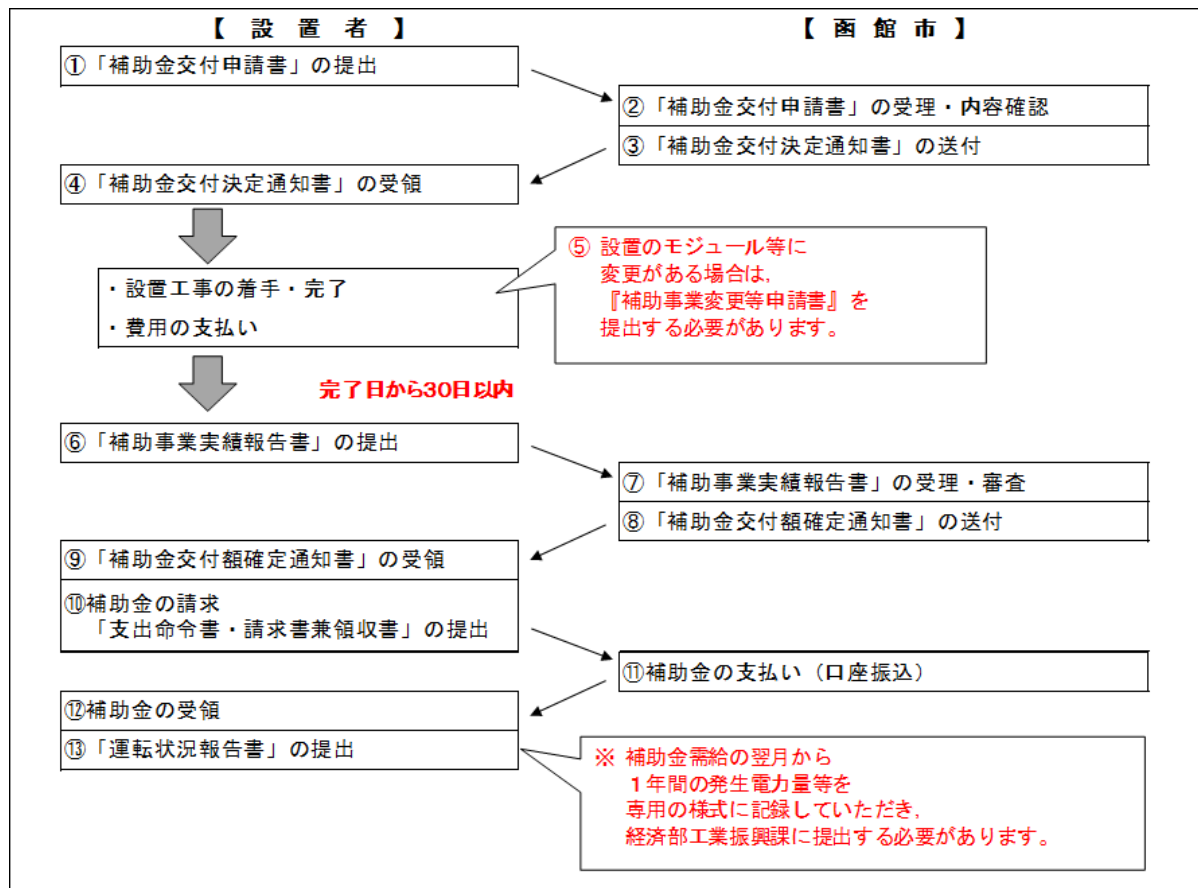
なお、申請者がその世帯の世帯主ではない場合、提出していただく納税証明書は、申請者と世帯主となる方の2通が必要となります。

⑤ 前項の書類受理後、その内容の審査を行います。場合によっては担当者が当該システム設置住宅をお伺いすることがございますので、その際にはご協力をお願いいたします。

審査の結果、設置要件に適合すると認めたときは、補助金の額を確定し、補助金交付決定通知書により通知いたします。

### 【 補助金の支払いについて 】

⑥ 補助金交付決定通知書とともに申請者に送付した「支出命令書・請求書兼領収書」に、申請者の請求印を押印していただき、経済部工業振興課（本庁舎 3F）に提出していただいた後、口座振込により補助金を交付いたします。



## 6 定期報告について

補助金の交付を受けた方は、補助金受給の翌月から1年間に渡り、毎月の発生電力量、電力会社への売電電力量および買電電力量について、運転状況報告書（様式第5）に記録していただき、最後（1年後）に市に提出していただくこととなります。

## 7 発電システムの管理について

補助金の交付を受けた方には、補助の対象となった発電システムを「善良な管理者の注意」をもって管理していただき、その効率的な運用を図っていただくことをお願いします。

## 8 補助金交付決定の取消しおよび補助金の返還等について

次に定める場合には、補助金交付決定の全部または一部を取り消すことがあります。

- ① 対象事業を中止したとき。
- ② 要綱の定める条件を満たさないとき。
- ③ 虚偽の申請その他不正行為によって補助決定を受けたとき。

また、補助金交付決定の全部または一部を取り消した場合において、既に補助金が交付されている場合などには、補助金の返還を命ずることがあります。

## 9 募集期間について

当該年度の4月1日（土日にあたる場合は、翌開庁日）から

1月31日（土日にあたる場合は、前開庁日）まで

別表 1 特殊工事

項 目	工 事 内 容
安全対策費	屋根面に設置する場合等に、作業員や部品の落下を未然に防止するために、安全対策上設置場所に適した足場を設ける工事。
陸屋根防水基礎工事	陸屋根の基礎設置部分を掘削し基礎を設置した後に施す防水工事。
積雪対策工事	積雪地域の積雪荷重に応じ、架台強度を個別設計して行う補強工事（太陽電池モジュールのフレーム補強も対象とします）、および積雪により周囲の雪に埋没しない高さに設置するために架台の嵩上げを行う工事。
塩害対策工事	強度保持に必要な固定箇所等にコーキング等の処理を施す工事。
幹線増強工事	単相二線式の引込線を単相三線式に増強し、併せて分電盤を交換する工事。